

第1回教育委員会定例会議事要録

詳細—教育総務部教育総務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会定例会	
事務局（担当課）	教育総務部教育総務課	
開催日時	平成26年1月8日 午後2時00分	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	千馬 英雄（委員長）、菅谷 眞、嶋田 由美、三田 一則（教育長）
	その他	教育総務部長、教育総務課長、学校運営課長、学校施設課長、教育指導課長、 教育センター所長
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主事
公開の可否	一部公開 傍聴人 1 人	
非公開・一部公開 の場合は、その理由	報告事項第1号及び報告事項第2号は人事案件のため非公開とする。	
会議次第	1 協議事項第1号 平成26年度 教育目標について 2 報告事項第1号 臨時職員の任免 3 報告事項第2号 非常勤職員の任免 4 報告事項第3号 英語教育及び道德教育の改善・充実方策について 5 報告事項第4号 平成25年度全国学力・学習状況調査クロス集計結果 6 その他	

千馬委員長)

皆さん、こんにちは。あけましておめでとうございます。どうぞ本年もよろしくお願
いいたします。

それでは、第1回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は、菅谷委員と
嶋田委員です。傍聴希望の方が1人おりますのでお認めして、案件の順番を変更して進め
ます。よろしいですね。

(委員全員了承)

(1) 報告事項第1号 臨時職員の任免

<教育総務課長 資料説明>

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(2) 報告事項第2号 非常勤職員の任免

<学校運営課長 資料説明>

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(3) 協議事項第1号 平成26年度教育目標について

<教育総務課長 資料説明>

千馬委員長)

数か所、昨年度からの追加や修正があります。全体を通しまして、何かご質問はござい
ますか。もちろんご意見でも構いません。

菅谷委員)

5ページの豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例というのは、学校だけが対象ですか。
学校運営課長)

こちらの条例につきましては、乳幼児から高齢者の方までと、幅広い年齢層に対応して
いるものでございます。区長部局のほうで実施計画を作成しておりまして、学校運営課で
はその計画の中の学齢期という部分を担当しています。歯と口腔の健康に関する教育プロ
グラムを現在作成中で、その中に歯磨きの意味の理解と習慣化、歯磨きの仕方といった技
能の習得についても明記していきます。

菅谷委員)

意味のある条例になるかどうかは、計画の内容が非常に重要になってくると思います。
よろしくお願いたします。

千馬委員長)

他にいかがでしょうか。

嶋田委員)

4ページの3番で、家庭・地域との連携・協働についてふれています。(3)の「子どもと向き合う時間を創出して」の後、「児童・生徒、保護者とのより一層の信頼関係の構築を図る。」とあります。保護者との連携は、幼稚園、つまり幼児のころからとても大切なことだと思います。

学校運営課長)

(3)では、校務支援システムの活用により、校務処理の効率化を図り、子どもたちや家庭と向き合う時間を増やすという内容です。校務支援システムは、小学校と中学校に導入するものでして、そのため、こちらの表記は児童・生徒となっています。この校務支援システムを活用すれば、出欠の管理や成績処理などを効率的に行うことができます。

千馬委員長)

嶋田委員、よろしいでしょうか。

嶋田委員)

1ページで「子ども」つまり「幼児・児童・生徒」と書かれていて、幼児が含まれないということに私自身少しひかかりました。説明を聞いて理解できましたし、この(3)番の意味としては十分に読み取れる内容であると思いますが、3番の家庭・地域との連携・協働というタイトルになっているのに、幼児の保護者との関係について触れていないなという印象を受けましたし、触れるべきことかなという印象を受けました。どこかに追加することができればと思います。

三田教育長)

校務支援システムは、先生方のアンケート調査の結果、校務が多忙で子どもたちと向き合う時間を確保しづらいという意見があったため、導入を決めたものです。確かに前半の趣旨は良いかもしれませんが、後段の信頼関係を構築していくというふうにつなげるのは、説明不足かなと感じます。何にでもあてはまるフレーズだと感じます。表現の方法を検討したいと思います。本来、教師が子どもに向き合わなくてはいけない時間を事務的な仕事に充てられているため、子どものサインを見逃す結果になってはいけないということを表現したいわけなので、客観的に見てもわかりやすい表現を検討したいと思います。

本日決定しなければいけないわけではないですよ。

教育総務課長)

本日は協議ですので、ここでいただいたご意見をもとに事務局で検討して、再度教育委員会に提出して決定するという流れになります。

千馬委員長)

では、3番の(3)は、どちらかというと学校教育的内容ですが、1ページで幼児も含めて「子ども」と記載されていますし、どこかで幼児のいるご家庭との関係性について触れるということもご検討いただければと思います。

教育総務課長)

検討させていただきます。

千馬委員長)

嶋田委員、よろしいですか。

嶋田委員)

はい。

千馬委員長)

他に教育委員の先生方で何かありますか。

菅谷委員)

教育目標は毎年出ますよね。今回は25年のものと26年の比較を出していただいています。毎年、どのくらい変更するものなのですか。教育目標の骨格は変わらず、細かいところを修正してきているのでしょうか。

三田教育長)

学習指導要領が変わるとき、つまり、10年に1回は大きく変わります。これは国や東京都教育委員会の目標もそうです。それから、今日的な課題を反映したり、単年度ごとに予算を組んでいますので、新しい事業に取り組むときはこの目標に付け足したり、終わった事業については削除するなどして、細かな修正を毎年行っています。

菅谷委員)

わかりました。

三田教育長)

私から先生方にもご意見いただきたいことがあるのですが、ここには学校施設のことを書いていません。区議会で、トイレや洗口所の改修・設置について質問をいただくことも多く、課題も多いです。教育課題に合った校舎の改修や改築計画を作っていますし、教育施設の考え方をどこかで打ち出していく必要があるのかなと考えています。

今回、5ページの文化・スポーツのところ図書館についてふれています。従来、図書室と呼んでいたものを学校図書館と規定して、学校の図書館ということで質の向上を目指してきました。整備も進んできましたし、学習情報センターとしての機能を持たせ、より一層、質の向上をしていく計画です。ここには、学校図書館施設の考え方を入れています。他の学校施設の考え方として確立しているもの、例えば、エコスクールの考え方はどこかに書いても良いかなと思います。学校施設専用の項目を新たに作るまでいらないかもしれませんが、エコスクールを基本として、夏の時期になったらグリーンウォール、ビオトープの有効活用などについて、各学校では努力しています。そのあたりを追加することについて、委員の先生方のご意見をお伺いできればと思っております。

千馬委員長)

重点目標という形をとるかどうかは別にしても、学校施設についての記載が必要なのではないかと教育長のご意見もいただいたのですが、いかがでしょうか。

嶋田委員)

先程、お話にもあった歯と口腔の指導のほうでも洗口所の設備についてふれることが可

能ですよね。

三田教育長)

そうですね。

嶋田委員)

設備の活用についても織り込むことができるかもしれませんね。

千馬委員長)

何ページですか。

嶋田委員)

5ページの(6)です。その中で、施設を有効に活用することも含めて、新しく項を立てない方法で検討できる余地があるのかなと思います。

三田教育長)

豊島区のように、学校改築の際に洗口所の数を従来の2倍以上にまで増やして、歯磨きを全校で取り組もうとしている、そういうスケールで教育を進めようとしているのは良策であると歯科校医の先生方からも嬉しいご意見をいただきました。大きなスケールで進めて、新しいことに挑戦しているわけですので、新しい事業としての展開として目標に位置づけたほうが良いのかなと思います。学校施設課長、いかがでしょうか。

学校施設課長)

ご指摘のとおりだと思います。学校図書館や歯と口腔、新しいそれぞれの事業と学校施設は密接に関連してきます。検討させていただきたいと思います。

歯と口腔の関係では、洗口所を既存の施設の2倍以上に増やし、歯磨きがしやすいように鏡を設置します。学習情報センターの関係では、図書だけでなく、タブレット型の持ち運び自由の端末を置き、従来のパソコン教室としての役割も果たします。調べ学習の内容もより豊かになるような整備です。学校施設課のハード面と教育指導課のソフト面が関係しているような事業は、それぞれ記載内容を検討したいと思います。

三田教育長)

事務局全体で挙げて、この教育目標を作りあげていただきたいと思います。これに基づいて各学校で教育課程を編成するので、今後各学校に説明をしていくときに力になると思います。区民の方にもわかりやすい教育の動態を説明できるのではないかなと思うので、検討していただきたいと思います。

千馬委員長)

校長の職務の中に施設の管理というのが含まれています。豊島区は計画的に整備していますので、文言として入れていただくと校長先生も経営しやすいと思います。私も学校施設について記載することに賛成です。よろしくお願ひします。

嶋田委員)

文章の表記についてですが、例えば、4ページの4番の(1)のWHOのセーフコミュニティとか、インターナショナルセーフスクールはかぎ括弧を付けて表記したほうが良い

のではないのでしょうか。

学校指導課長)

区のほうでどのように表記しているのかを確認させていただきたいと思います。

三田教育長)

日本ではまだ認証された自治体や学校も少ないですし、文科省の方もよく調べて、回答させていただきたいと思います。

嶋田委員)

ありがとうございます。

千馬委員長)

他にどうですか。

菅谷委員)

5ページの(7)で、「子どもたちの安全・安心な活動拠点」という言葉がありますが、この言葉は学校の中の具体的な施設や部屋は想定されているのでしょうか。

教育総務課長)

具体的には書いていませんが、校庭等の設備を想定しているものと考えています。

三田教育長)

二つの側面があると思います。鉄棒などの遊具で事故が起きないように指導するというソフト面と、プールの飛び込み台をなくしてフラットな造りになっているというようなハード面です。

ソフトの面では、教育活動の中での指導はもちろん、防災訓練や避難訓練などの訓練を実施していますし、危険な人が入ってきたときにどう対応するかというお話もしています。抽象的でわかりにくい表現かもしれませんが、ソフトとハードの両方を備えて安全が成り立っています。施設だけの話ではないと考えています。

教育総務部長)

基本的には、体育館や校庭などで安全にスポーツや文化活動ができるようにという意味合いだと思います。広い多目的室がある学校もありますので、学校によってはそういったものも含まれてくると思いますが、共通して言えるのは校庭や体育館という学校施設とその指導ということです。

菅谷委員)

イメージではわかるのですが、言葉だけで見ると少しわかりにくいかなという印象も受けます。

千馬委員長)

私は、2ページで感想と要望があるのですが、いじめ防止対策推進法の制定趣旨を踏まえて、問題解決という言葉盛り込んだのは良いと思いました。これは、校長会などでしっかり情報提供しながら、問題解決に当たることの大切さを改めて感じましたので、校長先生たちがこれを受けて具体的にに取り組むことができるように、連携を深めていただきました。

いと思います。

教育指導課長)

いじめ防止対策推進法の中に、地方自治体がいじめ対策の基本指針を作成するという文
言があり、検討委員会を立ち上げて、基本指針を鋭意作成中でございます。それから、各
学校もいじめ対策の基本指針を立てなければいけないということになっていきますので、教
育指導課で集約をしまして、各学校の方針についても指導を徹底していきたいと考えてい
ます。今後、東京都教育委員会でも基本指針が審議され、いじめ防止対策の条例が3月頃
にできそうだという情報もありますので、東京都の動きも見据えながら、本区の整備を進
めていきます。

千馬委員長)

わかりました。

三田教育長)

いじめ防止対策推進法の関連ですが、教育委員会と各学校の取組みの要綱をどちらも準
備しなくてはなりませんし、東京都の動向を見てからでは間に合わないのではないかと考
えています。いじめはなかなかなくなるものですが、打てる手を全部打っていかなく
ればいけないのが現状です。区長と共同でアピール文を出したり、記者会見をしてQ-U
の導入を発表するなど、本区は先進的に取り組んできていると思います。条例ができて
いじめはなくなるという消極的な声もあると思いますが、区民に注意喚起して、学校
も地域も保護者も、みんながいじめは許されないという意識を持って、そういう空気を作
りあげて、子どもは何ができるのか、親は何ができるのかということをそれぞれで考える
環境を作っていきたいと考えています。渡邊委員もPTAとしてアピール文を作成してく
ださいましたが、そういう活動を促進していくように教育委員会が先に動いていかないと
いけないと考えています。学校にとって、いじめをなくしていくという活動の追い風にな
ってほしいと思いますので、千馬委員がおっしゃるように、これを目標に掲げると同時
に、校長会や学校へのアクションを示していきたいと考えております。

千馬委員長)

ありがとうございます。そういった見通しがあるということで、私も安心しました。

他に何もなければ、審議した内容を踏まえてご検討いただくということでよろしいです
か。

(委員全員異議なし 協議事項了承)

(4) 報告事項第3号 英語教育及び道徳教育の改善・充実方策について

<教育指導課長 資料説明>

千馬委員長)

まず、文科省から出ました英語教育改革の実施計画について、説明いただきましたので、
そこから議論してまいりたいと思っています。

豊島区では、小学校1年生から英語教育を導入していますし、先進的に取り組んでいる

と思います。ご感想でも結構ですので、ご意見をいただきたいと思います。

菅谷委員、いかがでしょうか。

菅谷委員)

数時間の英語の取組みで、果たして成果が上がるかというのは少し疑問に思います。例えば、小学校で週3時間取り組んだとしても英語でコミュニケーションがとれるようになるのは難しいですね。小さい子どもが海外の学校に通って、英語が喋れるようになって、また日本に帰ってきて英語を話さなくなるとしばらくすると英語を忘れてしまうということもあると聞きます。つまり、周りの環境に常に英語がないと身につかないわけです。日本人の英語教育はうまくいっていないと言われていますが、英語は日本人には聞き取りづらいもので、何を話しているかを理解しづらく、英語教育が上手くいかないのです。馴染みのない発音があります。逆に言えば、英語の発音が上手くできれば、聞き取れるということなのです。

町に書いてある様々な英語が読めても話せないという今の英語教育の反省点を知って、何をすればそれが解決できるのか、英語が話せるようになるのか、どういう英語を話せるようになるのかという流れになると思います。話す内容も例えば道を聞かれて答えるという程度の内容だと今の英語教育でも十分できると思います。何故できないのかは、実際に話す機会がないということが原因だと思います。今の日本の英語教育は、文法をきちんと覚えて、そういう基礎を知っている方が英語も話せるようになるという考えです。英語教育の考え方そのものは間違っていないと思いますが、英語を話すチャンスはなかなかありません。資料に書いてあるような教育を目指すのであれば、今までどおり文法をきちんと覚えた上で、英語を話す機会を与えなければいけないと思います。文法を指導する時間を削って、話す時間を増やすということではいけないと思います。それから、話す機会も増えて、道を聞かれて答えることができるようになったとしても今度は話す内容が問題になってきます。世界に出て活躍できる人材を養成するのであれば、アイデンティティがとても大切です。自分を表現できない会話は、海外へ行ってもばかにされるだけです。道を聞くとか、時間を聞くとか、お互いの信頼を得られるようなコミュニケーションではありません。そういった面では、文科省の意見に賛成です。

いずれにしても、今の授業数では難しいなという感想です。

教育指導課長)

その通りだと思います。まず、小学校の英語活動は、これまでは5、6年生でそれぞれ週1時間の英語の時間を確保し、言語習得のための時間ではなく、コミュニケーション能力の素地を培う時間として指導していました。ALTが来ても物おじせずに、相手の目を見てしっかりの自分の意見を伝えるための授業で、簡単な英語で遊ぶという感覚の授業です。この文科省の方針は、5、6年生で週3時間としていますので、言語習得を要求されますし、英語嫌いをつくらないために文法の学習は小学校ではしないといっていたものを大きく方針転換したということなのです。指導内容についても精査が必要になってきます。

指導方法や時数の問題も議論されていますが、海外の場合は、セカンドランゲージとして英語を学習しています。日本の場合は完璧に外国語として、普段は使っていない言語としての学習です。言語環境の違いをどのように理解させて習得させていくか、対応していくかということも、今後、議論されていくのではないかと思います。

千馬委員長)

これは、あくまでまだ実施計画ですよ。

教育指導課長)

そうです。この後、また精査されますが、文科省から報告されたものですし、実施する方向で話が進んでいると思います。

千馬委員長)

嶋田委員はいかがでしょう。

嶋田委員)

以前の職場の同僚とも英語教育改革については様々な議論をしてきました。私なりに問題点と感じているところは、小学生の指導を活動型から教科型へというふうにシフトしてやっていったとしても、どのみち日本語で考えた文章を英語に置きかえることでしか英語を話すことはできないと思っていますので、そうした場合、もとの日本語能力に課題があるのではないかと感じるところです。今の子どもたちや若者を見ると、ポキャブラリーが貧しくて、「むずい」とか「すげえ」とか「かわいい」の一言で全てをカバーするような文化があるように思います。そういう表現しかできない人は、英語に置きかえること自体が難しいと思います。ですので、まずは自分の日本語をその場に適した表現で喋れるようになって初めて英語の改革をする必要があると思います。そういう意味でいえば、自分が表現したいことをきちんと伝えられるような活動を徹底させていく、まずはそこから入るべきだと思います。例えば、豊島区でも言語活動を重点化して取り組んでいます。私が見に行った研究発表会では、子どもたちは一定のパターンで話していました。そういうパターンは基本ですが、今後は、そういう場で自分なりの表現を深めていく必要があると思います。それが一番人に伝わる表現であり、人に伝える技法ですので、日本語をきちんと話せるようになってからの課題だと感じています。

そして、教育指導課長もおっしゃったように、英語の活動だったものが教科になるということは、大きな心のステップがあって、子どもたちの中に勉強しなくちゃいけないという意識が芽生えると思います。勉強として認識してしまうと楽しく活動できないのではないかと心配です。英語の授業の時間割例にあるような毎日どこかで15分ずつ削っていくということは、先生にも子どもたちにも負担がかかると思います。昼休みの後で15分間のモジュールをとる例がありますが、給食を早く食べて昼休みの時間を増やしたいという子どももでてくるでしょうし、ゆっくり自分のペースで食べるという食の一番大事な部分がないがしろにされるのではないかと心配です。

三つ目に、私も大学生を指導していますが、英語教育に対応できるような教員養成をし

なければいけないという課題があります。今はそのような教員養成をしていませんので、すぐに対応できる教員の輩出が難しいですし、ALTの雇用には財政面の問題がありますが、ALTを活用してある程度カバーできたとしても、やはり担任の能力が大きく左右すると思います。完全実施が2020年として、今すでに2018年に新卒として教員になる学生たちを指導しています。大学生の日本語も課題があると思いますし、今から日本語や英語に力をいれたとしても、完全なプログラムを作って実施するのは難しいと感じています。菅谷委員がおっしゃったように、自分のアイデンティティが確立されていない教員も多いように感じます。例えば、6年生の国語で、豊島区でも狂言の教材を扱っていると思いますが、それをただ黙読とか音読させるだけではなくて、言葉が抑揚を伴って発せられることで、どのように人に伝わるかということを理解して、それで初めて伝統文化を習熟したことになると思いますし、子どもたちに指導するのであれば教員の意識から変えていかなくてはいけないと思います。

現在でも豊島区は英語教育に積極的ですので、それをもう少し手厚くしていく方向で対応できるのではないかと思います。この英語教育の改革については、そのような感想を持っています。

千馬委員長)

ありがとうございます。

英語への関心がこのプランでは高まるのかどうか疑問を感じるということ、15分間のモジュールを確保するのは難しいのではないかということ、先生のアイデンティティの課題など色々な角度からご意見をいただきました。

教育長はいかがでしょう。

三田教育長)

多様な検討を要する課題だと思います。本区は、21世紀型の教育を目指していますし、グローバル化に対応して施策を展開しているので、今まで積み重ねてきたものと新たに実施する内容が矛盾してはいけないなと感じています。後退させるわけにいかないの、文科省の提案する内容を取り入れつつ、前に進めていきたいと考えています。

具体的な部分では、例えば、15分間のモジュールですが、朝の読書の時間のようなものだと思いますが、英語となると先生の指導が必要ですし、現在もALTを全校に配置していますが、ALTだけでモジュールを展開するような仕組みにしているのかという疑問もあります。それから、嶋田委員もおっしゃっていましたが、英語教育の指導力がある教員はこれからでないと輩出できません。ベテランの教員は英語を教えたことがない人も多く、英語を教える資格があるのかということになると思います。英語を教える能力と喋る能力とはまったく違いますが、そのあたりを国がどう考えているのか疑問です。これを実施したら学校現場がどうなるのか、確実に子どもたちが伸びるのか、全ての見通しをきちんと立ててから実施のために動き出していきたいという印象を受けました。

授業の量的な加算をすれば教育効果が上がるという問題ではないと思っています。授業の内容の精選、実効性を伴う授業計画をどのように立てていくかは学校経営の力だと思います。英語教育をなんとかしたいのは我々も同じで、改革が必要だと思いますが、文科省がその学校経営についてどの程度考えた上で進めていくのかということに今後注目していかなければいけません。学校の実態を考えること、効果が保証できるのか、予算が確保できるのか、教員の育成はどうするのか、たくさん課題がありますので、もう少し長期的なスタンスで考えなければいけない課題ではないかと考えています。

千馬委員長)

ありがとうございます。

一つの情報提供ということで報告していただきましたが、それぞれご意見をいただきました。私も全く同感で、現状の分析をしっかり実施していただきたいと感じました。いずれにしても、今後も情報を提供していただいて、英語教育の体制を作る必要がありますね。今日のところはよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

千馬委員長)

では、道徳教育の方も説明をお願いします。

<教育指導課長 資料説明>

千馬委員長)

ありがとうございます。

教育指導課長がおっしゃったように、豊島区としては現状の道徳教育の内容を向上させていくというスタンスで当面は進めたいということですが、今後こういう方向も視野に入れていく必要があるということで、今日情報提供していただきました。

教育指導課長)

補足です。本区の実施状況ですが、小・中学校いずれも年間35時間の授業時数を確保しております。また、以前は月曜日の1時間目が道徳の時間でしたが、朝礼が長引いたときには、20分や15分の道徳という時間設定をしている学校もありました。そこで、水曜日の5時間目で必ず45分、50分確保するように指導いたしました。指導の内容等については、今後さらに高めていかななくてはならないという課題がありますが、それが本区の教育委員会の現状です。

千馬委員長)

私は豊島区で校長をしていましたが、2ページと3ページにあるように、例えば歴史的経緯に影響されて、道徳教育そのものを忌諱しがちな風潮があるとか、道徳教育の目指す理念が関係者に共有されていないとか、豊島区ではそういったことはないのではないかなと思います。そういう時代もたしかにあったかもしれませんが、豊島区の場合は共通理解して定着していると感じています。

評価から教科書に関わることまで、この資料では述べられていますが、菅谷委員、いか

がでしょうか。

菅谷委員)

私たちの年代では、道徳教育という考え自体がなかったなと感じます。何か問題があって、道徳教育に力をいれなければいけないということになったのだと思います。そのあたりの経緯と問題点についてもご説明いただきたいです。

教育指導課長)

2ページのこれまでの経緯というところで若干触れております。道徳教育は、学校教育全体で行うもの、例えば、ルールを守るとか、運動会の指導のときにしっかり並ぶようにと指導をすることも道徳教育の一つです。全ての教科において、そういった道徳的な内容を子どもたちは学んでいますが、それは決して意図的、計画的でなかったりします。計画的に子どもたちに理解させるために道徳の時間を週に1時間持たないといけないということで、昭和33年に道徳の時間の設置を決めました。道徳の時間がなかったころの教育を受けてきた方々に問題があったというわけではなく、時代と家庭環境の変化もあり、今の子どもたちの状況を見ますと、しっかりと自分の心の中を見つめて、道徳というものを心から理解する、納得させる時間は必要不可欠であると考えております。

菅谷委員)

なんとなく必要だという感じで、どうして必要なのかを突き詰めて考えていくと理由を述べるのが難しいように思いました。

道徳は、生活していく上で、自分の行動を決める規範となるようなものですよね。個人個人で道徳は違ってよいと思います。一律に道徳とはこれだと教育するのではなく、様々な経験や本を読んだりすることで自分の道徳観が生まれます。個人的にはそう思っています。一律の道徳教育は、極端な言い方をすると、戦前、戦争中の何か一つの目標に向かうようなイメージがあります。道徳の定義をきちんと考えて、授業をしていく必要があると感じています。

それから、ルールを守るとか、いわゆるしつけという道徳教育があります。社会の道徳観が乱れてきて様々な問題が生まれてきました。道徳教育を受けていない先生方もいると思いますが、行動するときは自分の規範を持って行動してきました。そういう時代の人たちが、自分たちは道徳教育を受けてこなかったがきちんと考えを持って行動できているとか、今の日本の社会のことをよく理解していなかったりとか、そういうことだと道徳教育は本当に必要なのかなと感じてしまうと思います。子どもだけでなく、先生や保護者も含め、道徳教育は必要だという考えを持っていないと、道徳の授業で子どもたちの意識を高めるのは難しいと感じます。

千馬委員長)

教科として馴染まないのではないかということですか。

菅谷委員)

一律の教科書に沿って教えるものなのかなという疑問があります。もちろん子どもたち

の参考にはなるかもしれませんが、授業で教えるというのは難しいなと感じます。授業だけで道徳観が身につくわけではありませんし、実践が重要だと思います。特に子どもは両親の背中を見て育つと言いますし、これはやっちはいけない、これはやっちはいいのだということの区別を教科書で教えるのは本当に難しいと思います。

ですが、私も現代の道徳観の乱れを感じますし、なんとかして教育していかなければいけないと思います。先生方が何とかしたいという気持ちでいるのもよくわかりますが、やはり、一律の教科書を使った学校の授業だけでは変わらないのかなとも思います。

千馬委員長)

嶋田委員はいかがでしょう。

嶋田委員)

まず、道徳の教科書ができるということで、検定を受けるわけですから、どうしても検定に受かるような教科書づくりになってくると思います。それから、道徳は特別の教科ですし、テストなどもないので数値化されにくいものです。ですが、そういった教科でも教師は評価されるでしょうし、子どもたちも教科だと思えば何となく評価されているのだろいうという気持ちが生まれると思います。こういう行動をしなくてはいけないという意識が生まれ、道徳教育の改善を目指しているのですが違う方向から子どもたちが動き始めるのではないかなという気がします。教育指導課長がおっしゃったような子どもたちが心から納得して行動できるような授業になるのかなという部分は、私は疑問に思っています。また、教師の不祥事も多くなっていますし、指導する側も大丈夫なのかなという心配もあります。教科として実施するのではなく、自分たちがどう生きるべきかとか、どうあるべきかということを考えられるような体験が大切だと思います。実際に体験してみると得ることも多いと思うので、そういう意味では、道徳を教科とすることに疑問を抱きます。

千馬委員長)

ありがとうございます。

教育長はいかがでしょう。

三田教育長)

道徳教育の必要性はあると思いますが、教科化するということで教科書を作り、国民が自由であるはずの徳性そのものの育成に一定の枠ができてしまうということで、憲法の考え方に合致しているかどうかという話にもつながり、議論を要すると思います。

今、教員が子どもに暴力をふるわれる事例もあります。また、体罰で子どもの命まで侵すような事例もありました。そういった昔ならあり得なかったことが起きています。いじめもそうですが、これらの問題を道徳教育が弱いからだということにつなげるのは、現場の把握が足りないかなと感じます。

私は北海道出身で、道徳教育というものをきちんと受けた記憶はありません。北海道の雪深いところで、半年間は雪が積もっているような場所です。屋根の雪おろし、除雪、大雪が降って学校に行けない、スキー靴を履いて2時間かけて学校に行くこともありました。

そういう暮らしの中で、困ったとき、苦しいときは我慢するしかないということを学びました。春が来るまで我慢しなくては雪は消えないということ、冷蔵庫もなかったのも冬はお腹をすかせていました。我慢して真面目に過ごせば良いことがある、苦しくても頑張れば報われるときがくるということ、また、地域みんなが同じような状況でしたので、みんなで助け合ったり、譲り合ったりということが当たり前のように身に付きました。それぞれ生まれ育った風土や地域の輪の中で身に付く道徳性はとても大切です。

道徳は、社会のルールや規則を改めて大きく捉えて、もう一度自分の心や人の思いを見詰め直してみようという時間だと思います。振り返りや、これから先の自分のあり方や生き方を考える時間、子ども自身が小さな哲学を積み重ねていく時間であってほしいと考えています。これまでは、そういった授業ができるように先生方が教材を選んできたり、開発をしたりしてきて、教科書がないからできたことです。教科書化することの意味についてはとても疑問に思います。教科書化する必要性を議論していく必要があると思います。

それから、教師の道徳感もとても重要になってくると思います。私が子どもの頃は、校庭で先生も一緒になって遊んでくれて、子どもとの距離がとても近かったと思います。今の先生からは、忙しいという声が多いです。先生は子どもたちに対して学力的な影響力を与えることはもちろん、人間的な影響力も大きいと思います。指導する側の実態にも課題が多いと思います。

教員の養成課程で、道徳の授業はどのくらいありますか。

嶋田委員)

「初等道徳教育指導法」という科目や、実習でも必ず道徳の時間がありますが、他の教科に比べては非常に少ない時数です。

三田教育長)

道徳教育は、教員の人間性をどうやって子どもたちと共有していくかということになると思います。大学生のうちから自己研究をしっかりと、教員としての心構えをつくっていかなければいけません。教員の問題は、養成課程と本人の教員になる動機、問題意識などが力量形成に関わってきます。たくさん課題があると思います。検討することはとても多いです。

千馬委員長)

ありがとうございます。

最後に、私も簡潔に自分の考えだけ言わせてもらおうと、2ページに道徳教育が機能していないという意見がありますが、一部の方の意見だけで、この現状分析結果で決め付けるというのは不十分だと思います。道徳教育の充実を図ることは賛成ですが、機能していないから教科化するということは理解しがたいです。

また、心に関わる、内面に関わる教育を教科化するの、なじまないと思っています。道徳教育というのは、さくら小学校が良い例ですが、人権教育と関係深く、人権教育と道徳教育をあわせた視点で道徳教育の改善を図ってほしいと思います。

今日中に方向性を決めるということではなく、国からの情報提供を基に今後動いていくということで、豊島区教育委員会の考えを議論しました。いずれにしても、国からの情報がありましたら、また議論していきたい課題だと思います。

菅谷委員)

今、この心のノートというのを見てみましたが、内容はそんなに悪いことではないと思います。ですが、先程も色々な授業に道徳の考えが含まれているという話がありましたが、特に国語の中で、この中にある内容が結構含まれているのではないかと思います。社会などもそうですが、特に教科化しなければいけないような内容ではないかなと改めて感じました。

千馬委員長)

ありがとうございます。

それでは、また次の機会に議論するというので、よろしいですか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(5) 報告事項第4号 平成25年度全国学力・学習状況調査クロス集計結果

<教育指導課長 資料説明>

千馬委員長)

今、教育指導課長から指導と学力の関係の分析の例を挙げていただきました。

何かご質問、ご意見はございますか。

三田教育長)

学習というのは自分で取り組むものです。人からやれと言われてやっても、おもしろくないし、長続きするわけがないと思います。すると、結果として学力が身につけません。子どもたちが勉強したくなるように、興味付けをしたり、関心と呼んだりして導いていくのが教師の仕事です。プロの仕事なのです。子どもの学力が身につかないまま義務教育を終わらせてはいけません。毎日毎日、授業を改善していく必要があると思います。子どもをよく見て、評価をして、実態を把握した上で、状況を変えていかないと変わらないと思います。先生方にも振り返りを徹底していただきたいと考えています。

家庭学習のほうは、予習と復習をやるということを徹底しなければいけません。これには家庭の援助が必要ですが、効果をはっきりと家庭に示せるような対策を取らなければいけません。区で学力調査を実施していますが、子どもが変わってきているということがはっきりわかる学校とそうでない学校があります。いつまでも課題が解決できない学校に対しては指導していますが、先生の意識というのはとても影響力が大きいです。教員が自分の課題として受けとめて、一人一人の教員と学校が結果を受けとめて、行動に移せるように情報を提供していきたいと思います。

千馬委員長)

菅谷委員はいかがでしょう。

菅谷委員)

今、教育長がおっしゃったことは大事なことだと思います。この結果をどうやってさらに良くしていくのかというところがデータをとる目的です。データに基づいて、悪いところを直そうとしなければ意味がありません。豊島区の先生方の授業を見ているとよくやっているなど感じますが、情報の周知と指導のほうをよろしくお願いします。

三田教育長)

毎回同じ授業、手法ではいけませんので、状況に合わせた授業ができるように周知を徹底していきたいと思います。

千馬委員長)

嶋田委員はいかがでしょう。

嶋田委員)

先生の振り返りも大切だと思いますが、家庭と学校の協働体制がとても重要だと思いました。先程の道徳教育とリンクすると思いますが、教員が家庭にどう働きかけられるかは今の教育の課題です。自分の小学校時代を振り返ってもそう思いますね。家庭で、両親が全ての勉強を見てくれたわけではありませんが、学校で教わってきたことを家庭が大事に思い、聞いてあげて、そしてまた学校に送り出すという流れがありました。そういう家庭だと、学校での教わる姿勢も自然と身に付きます。家庭とのつながりを教師がどれだけ重要に思っているかで変わってくるかなという感想を持ちました。

千馬委員長)

ありがとうございます。

教員は免許を持っています。医師も免許を持っていますが、教師の場合は、専門職と言えるのかどうかという議論があります。教員は効果を把握しづらい仕事でもありますし、こういう結果への対応力、改善策を持って行動する力、意欲が弱いと受けとめられている面もあるので、やはりそこを脱皮して、プロとしての力量をきちんと持っているのだと、その資格があるのだという自信を持って頑張してほしいと思いました。この結果を生かしていただきたいです。

また、この学力の結果については、それぞれの学校できちんと分析していただくということで、教育指導課長のほうからもご指導をよろしくお願ひしたいと思います。

この件についてはよろしいですか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(6) その他

(午後4時40分 閉会)